

新たな生活困窮者自立支援制度 に関する質疑応答集

平成25年12月10日

(※ 本質疑応答集は、本年8月2日付で提供した質疑応答集を、その後の検討の進捗により見直し、又はその後いただいた質問を加えるなどにより、充実させたものである。)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

目 次

【法案全般】	1
【自立相談支援事業】	11
【住居確保給付金】	21
【就労準備支援事業】	22
【一時生活支援事業】	26
【家計相談支援事業】	27
【学習支援に関する事業】	29
【就労訓練事業の認定等】	31
【生活困窮者自立促進支援モデル事業】	35
【その他】	36

※ 本質疑応答集においては下記の略語を用いる。

「法」「新法」……生活困窮者自立支援法

「新制度」……法施行により創設される新たな生活困窮者自立支援制度

「モデル事業」……生活困窮者自立促進支援モデル事業

「本人」……新制度の対象者

「プラン」……相談支援員が策定する利用者の自立支援計画

「相談支援員等」……自立相談支援事業の従事者（主任相談支援員、相談支援員、
就労支援員）

【法案全般】

問1 生活困窮者については、法案上「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされているが、その具体的な範囲如何。自治体間で取扱いに差が生じないように明確に示すべき。

(答)

- 法の対象となる「生活困窮者」とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」(法第2条第1項)である。
※ ただし、モデル事業においては、生活保護受給者も含めて対応することとしている。
- その上で、住居確保給付金、就労準備支援事業、一時生活支援事業については、具体的な所得・資産要件を定めることとしているが、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、所得・資産に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要である。
※ また、生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、対象者の把握は、アウトリーチも含め早期支援につながるよう配慮することが重要である。
- 法の目的は、生活困窮者の自立の促進を図ることにある。このため、必要な方にその状態に応じた就労支援を行うなど、包括的な支援により支援効果を最大限高めていくことが必要である。一方同時に、支援は生活困窮者の状態に応じて個別に検討するとともに、制度のめざす自立には、経済的な自立のみならず、日常生活における自立や社会生活における自立も含まれることに留意することが必要である。
また、生活困窮者が自立するためには、働く場などを拡大していくことも必要であり、また例えば地域から孤立したままでは、課題の解決は困難となることも考えられることから、新制度では、困窮者支援を通じた地域づくりも目標の一つであり、孤立状態の解消などにも配慮することが重要である。
- このように、自立相談支援事業においては、生活困窮者を幅広く受け止め、包括的な支援を行うが、一方で、自立相談支援機関において対応可能な範囲を超えないようにすることが必要である。
この点、生活困窮者への支援は、当該自立相談支援機関のみが担うのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要であり、相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援することが重要である。また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。
- なお、対象者の考え方については、以上のとおりであるが、生活困窮者からの相談を排除することなく対応することを前提に、とりわけ制度の立ち上げ当初においては、地域の実情に応じ、より重点的に対応する者を設定することは可能である。

- いずれにしても、対象者の具体像については、モデル事業の実施状況等も踏まえ、引き続きできる限りお示ししていきたいと考えている。

問2 経済的困窮の判断は、個人単位か世帯単位か。

(答)

- 対象者については問1参照。
- なお、住居確保給付金、一時生活支援事業、就労準備支援事業については、一定の収入・資産要件を課すこととしており、その際の判断は基本的には世帯単位とすることを考えているが、今後検討していきたい。

問3 支援の申請をした者に対する収入・資産の調査はどの程度まで必要か。調査が必要な場合、調査権限はあるのか。

(答)

- 自立相談支援事業は、相談支援という事業の性質も踏まえ、収入・資産等の要件は課さない。就労準備支援事業等は一定の収入・資産の要件を課すこととしているが、具体的にはモデル事業の実施状況も踏まえながら検討していくこととしている。
 - また、就労準備支援事業等、一定の収入・資産の要件を課すこととしている事業については、法第16条の規定により、事業の実施に必要があると認めるときは、生活困窮者本人やその配偶者等の資産や収入について、官公署や銀行等に資料の提供や報告を求めることができることとしている。
- ※ モデル事業期間中においては、住宅支援給付を除き特定の要件を設けておらず、また、法令に基づく調査権限のようなものはない。

問4 新法における支援対象者が生活保護受給に至った場合などについて、生活保護法に基づく被保護者就労支援事業等との関係をどのように整理するのか。また、新法の事業と生活保護法の事業は、可能な限り一体的に運用すべきと考えるが如何。

(答)

- 生活保護法は、現に保護を受けている者（法第6条第1項）、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者（法第6条第2項）が対象。
- 法は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（法第2条第1項）が対象（要保護者以外の生活困窮者）。
 - ※ ただし、子どもの学習支援事業については、生活保護受給家庭の子どもも、将来最低限度の生活を維持できなくなるおそれがあることから、新法の対象。
 - ※ モデル事業においては、生活保護受給者を含め本モデル事業において支援を行うことが可能。
- このため、新法における支援対象者が生活保護受給に至った場合は、例えば、生活保護法に基づく被保護者就労支援事業を利用していただくことになる。
- なお、新法に基づく事業と生活保護法に基づく事業が連携して、一体的な支援を行うことが重要と考えており、その具体的な運用方法については今後検討していく。

問5 生活困窮者は、住所不定、入院中、住民票が他の市等であるなど、居住地についても様々な状態にあることが考えられるが、生活保護制度のように詳細な実施責任を定められることとなるのか。

(答)

- 新法には、生活保護法第19条のような規定は設けていない。
 - ただし、基本的には、福祉事務所設置自治体管内に居住地を有する者について対応し、居住地がない者などについては現在地において対応することになると考えている。

問6 支援を実施するに当たっては、福祉事務所を設置しない町村との連携も重要だと考えるが、新制度における町村の役割如何。また、その根拠規定はあるか。

(答)

- 福祉事務所を設置していない町村においても、住民に最も身近な行政窓口として、生活困窮者の把握を行うとともに、一次窓口として相談に応じ、自立相談支援事業に適切につないでいただきたいと考えている。
また、町村においても様々な施策が行われていることから、自立相談支援機関と連携し、生活困窮者に包括的な支援が提供されるよう、検討いただくことが重要であると考えている。
- 住民に身近な行政は、できる限りより住民に身近な地方公共団体である市町村が処理することが望ましいと考えており、国としては、上記のような内容を盛り込んだ通知等を発出し町村に協力を依頼したいと考えている。

問7 新法では生活保護法第19条第4項や身体障害者福祉法第9条第9項のような委任規定を持たないが、地方自治法第153条の規定による委任が可能ということでしょうか。

(答)

- 可能と考えている。

問8 町村部における支援ニーズを考慮すれば、個々に事業を実施するよりも、広域的な支援体制を構築した方が、より効率的・効果的な事業運営が可能になると考えるが、都道府県が医療圏域単位で中核となる市にのみ相談支援員を配置し、他の市町村とは連絡員によって必要に応じて連携を図る体制を構築することは可能か。

(答)

- 生活困窮者の実情を踏まえ、複数の自治体が連携して広域的に自立相談支援事業を実施することは可能である。

問9 小規模な町村では相談件数が多くないことも想定されるため、都道府県から町村に自立相談支援事業等を委託し、町村職員が業務を行う方が効率的な場合もあると考えられるが、この場合に正規職員以外の人件費等を支弁することは可能か。

(答)

- 地方自治法第252条の17の2の規定に基づき都道府県が条例を定めることにより市町村が事務を処理することとすることが考えられるが、その場合、正規職員以外の人件費等を支弁することは可能である。

問 10 町村が単独で、または、複数の町村が共同体として実施主体になることは可能か。可能である場合、福祉事務所を設置していない町村は法に基づく事業の実施権限を有していないため、地方自治法に基づく事務処理の特例条例を定め、都道府県の権限を委譲するなどの手続が必要となるのか。

(答)

- 町村単独よりも、中核となる市と町村が共同して実施することや、複数の町村が共同して実施することが通常想定されるが、いずれにしても、地方自治法に基づき事務処理の特例条例を定め、都道府県の権限を委譲するなどの手続が必要となると考えている。

問 11 新法対応のために福祉部（福祉事務所）に新たな課を設置する予定。その際の留意事項はあるか。

(答)

- 団体の組織に関する問題であり、その置かれた状況により、また他の事例を参照するなどにより、検討されたい。当省として重要と考えている点は、以下のとおり。
 - ・ 新制度には、福祉担当部局だけでなく、雇用、教育、住宅、産業など様々な分野が関係するものであり、また、地域づくり、まちづくりの視点からも総合的に取り組むことが必要である。
 - ・ そのため、福祉部内はもとより、庁内の他部局とも横断的な連携を図ることができる体制を構築することが求められる。
 - ・ さらに、自立相談支援事業を行う事業所を中心とした庁外の関係機関のネットワーク構築も必要であり、当該事業所と協働し、既存の地域の社会資源ネットワークの活用、充実を推進することが求められる。

問 12 第2のセーフティネットと福祉事務所の関係についてどのように考えているか。新制度による窓口等を福祉事務所内に設置することについて問題はないか。

(答)

- 新制度による窓口は、自治体の実情に応じて既存の窓口の強化などを含め、柔軟に対応できることとしており、福祉事務所内に設置することも可能である。
- この場合も、第2のセーフティネットの一翼を担う新制度は、生活保護に至る前の段階の方に対して相談支援を行い、生活困窮者の自立の促進を図るものであることから、新制度の相談に来られた方で生活保護制度の利用が適当と認められる者については、適切に保護の担当につなぐことが必要である。また、生活保護の相談に来られた方で、生活保護に至る前の段階の方は新制度の窓口につなぐことも想定される。
- なお、生活保護の申請権を侵害していると疑われるような行為とならないよう適切な対応が必要である。

問 13 法が成立した場合、生活保護法上の他法他施策の活用、能力活用の要件との兼ね合いは生じるか。

(答)

- 法に規定する各事業を利用することが、生活保護を受給するための要件となる訳ではない。新法ができて、保護が必要な人には確実に保護を実施するという生活保護制度の基本的な考え方を変更するものではない点に御留意願いたい。

問 14 生活保護の窓口と併設した場合、特に初期の相談においては明確に対象者を区分できない場合が多いと想定されるが、職員の人件費等の区分はどのように考えればよいか。

(答)

- 新法に基づく各種支援は、生活保護から脱却した方が利用することも想定されることから、生活保護法に基づく各種支援との十分な連携の下、実施できるようにすることが必要である。
- 今後、新制度と生活保護制度を一体的に実施することができるよう、運用の詳細を検討していくが、その上で、ご指摘のような場合については、現時点においては、例えば、生活保護の申請件数と新法に基づきプランを作成し継続的に支援を行うケースの件数により、人件費等を按分する方法があると考えている。

問 15 直営で各事業を実施する場合、自治体の正規雇用職員に係る人件費は国庫負担（補助）の対象とはならないが、生活保護のケースワーカーの人件費のように、交付税措置の対象となるのか。または国庫負担（補助）の対象となる経費の自治体負担（1/4など）に対してのみ交付税措置されるのか。

（答）

- 直営の場合に、各事業を担当する職員の人件費として、正規雇用職員の人件費は国庫負担・補助対象とはならないが、非正規雇用職員の人件費についてはその対象となる。
- 交付税措置については、制度施行に向け、各自治体が円滑に事業を実施できるようその在り方について検討していくが、基本的には、事業費に関しては非正規雇用職員の人件費に対応するものであり、またこれとは別に、事務に要する費用に関して算定されるものがあると考えている。

問 16 生活保護受給者、ホームレス、障がい者、若年無業者、ひとり親家庭等に対する既存の施策との棲み分けや適用の優先順位をお示しいただきたい。

（答）

- 法の対象者の考え方については、問1参照。
新制度は、既存の制度では十分に対応できない生活困窮者に対し包括的な相談支援を行うものであり、他の個別施策における対応が相応しいと考えられる場合は、自立相談支援事業において必要な調整を行い、他の個別施策に適切につなぐことになる（その際、「相談のたらい回し」という状況にならないよう留意が必要である。）。
- なお、新制度は、生活保護に至る前の段階で早期の就労・相談支援を行うことにより自立を可能とするものであり、生活保護受給者は対象とならない。

問 17 地域若者サポートステーション事業と新制度との関係はどのようになっているのか。

(答)

- 地域若者サポートステーション事業は、15歳から39歳までの、就労意欲を一定程度持ちつつも一人で求職活動を行えないニート等若年無業者を対象に、キャリアコンサルタントなどがその職業的自立を支援している。
- これに対し、新制度は、経済的に困窮し、生活保護基準を下回るおそれのあるものを対象として、生活面を含めた支援を行うものである。このため、ニート等のうち現時点で困窮していない世帯に属する若者は支援の対象には含まれない。
- 困窮している若者の場合、新制度においては、複合的な課題を抱え、生活面での支援も行いながら困窮状態からの脱却をめざす者が対象となり、就労意欲の比較的高いニートなどについては、就労に向けた支援を専門とするサポステが支援することになる。
- また、若者は他の若者の中で支援を行うことにより効果が高まる場合もあり、その場合には、一人の若者について、生活面や複合的な課題は新制度で支援し、就労支援についてはサポステで行うといったことも可能である。
- いずれにしても、若者支援に当たっては、両事業の就労や生活面の支援に関するノウハウや関係機関などお互いを補完、連携して支援を行うことが重要である。

問 18 新法の事業と、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」や「緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）」の事業との整理統合についての検討状況如何。

(答)

- 新法における生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業については、生活保護受給世帯の子どもを含め対象にすることとしていることから、子どもの健全育成支援事業については、新法に基づく事業に整理統合していくこととなる。
- そのほかの既存の各種事業については、新法に基づく事業に整理統合するもの、生活保護法に基づく事業として存続するもの、セーフティネット補助金として存続するもの等に振り分けを行うこととなるが、具体的には、平成27年度予算編成過程において結論を得ることとしている。

問 19 新法の各事業は第二種社会福祉事業に位置づけられるか。また、その場合は、届出や指導監督についてどのような取扱になるか。

(答)

- 法に規定される事業のうち、認定生活困窮者就労訓練事業のみ第二種社会福祉事業に位置づけられる。
- したがって、社会福祉法人等が認定生活困窮者就労訓練事業を行う場合は、社会福祉法の規定に基づき届出を行う必要があり、また、都道府県知事による調査等の対象となる。

問 20 事業の委託先について、法人格以外の条件が示される予定はあるか。

(答)

- 今後、具体的内容を検討していきたい。

問 21 委託の仕様書等のひな形を作成する予定はあるか。

(答)

- 基本的には国においてあるべき様式を示すものではないと考えるが、モデル事業を実施している自治体の事例を収集し、今後、これらの事例をお示しすることについて検討したい。

問 22 近隣自治体がすでに委託している NPO に委託することは可能か。

(答)

- 委託先において、適切に対応できるのであれば可能である。

問 23 就労準備支援事業や就労訓練事業利用期間中の生活費はどのように確保するのか。

(答)

- 就労準備支援事業や就労訓練事業の利用を希望する場合であっても、保護が必要な方については、適切に生活保護につなぐことが基本であり、この場合、生活保護制度の下で各種就労支援を行うこととなる。
- 生活保護の手前の段階にある生活困窮者が両事業を利用する場合については、一定の要件を満たす場合、住居確保給付金として、家賃相当額の給付を行うこととしている。
- また、その者の返済可能性等も勘案することが必要となるが、生活福祉資金貸付制度の利用につなげることとなる。
- このほか、各種減免制度の活用や多重債務の解消、制度外のものも含めたさまざまな取組による支援を検討していくことが重要である。

問 24 個人情報保護の観点から入手が困難な情報（特にライフラインに係る料金未納者や多重債務者等）について、関係機関に対し、どのようにして情報提供の協力を依頼すればよいか教示願いたい。

（答）

- 個人情報の利用、個人データの提供については、個人情報保護の観点から、基本的に本人の同意の下、行われる必要がある。
ただし、生命、身体、財産の危険があるときは、迅速に情報提供が行われるよう、ライフライン事業者等と協定の締結等をしていただきたい。

※ 厚生労働省HP参照

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002aauc.html>

【自立相談支援事業】

問 25 現在モデル事業を県で実施しているが、今後市町村による自立相談支援機関の広域・共同設置を進めていく場合における、負担費用や指揮命令系統などの考え方やガイドラインを示していただきたい。

(答)

- 制度施行に向けて、自立相談支援事業の実施に関するガイドラインを作成する予定であり、本ガイドラインの中では自立相談支援機関の設置方法など、事業運営に関する事項について具体的に示していく。
- 自立相談支援事業の実施にあたっては、地域の実情に応じて複数市町村による広域・共同実施も推奨される場所であるが、その場合、例えば、
 - ・ 地方自治法に基づき都道府県が条例を定め、市町村が都道府県の事務を処理する（この場合、当該事務は、当該市町村の事務となる）、
 - ・ 同法に基づき、市町村相互間において事務を委託する、
 - ・ 複数の自治体が共同して、同じ民間事業者へ委託をする、といった方法が考えられる。
また、費用負担については、各自治体の人口や相談件数又はプラン件数に応じて按分するなどの方法が考えられる。

問 26 以前、「一元的」ということが言われていたが、特に初回相談窓口は複数になるのが通常である。最低限何をしないと「一元的」とはいえないということはあるのか。（情報だけは1箇所に集めるなど。）

(答)

- 生活困窮者は複合的な課題を抱えている者も多いことから、相談支援体制を構築するにあたっては、複数の分野がチームを組み、複合的な課題に包括的に対応する体制を組むことが重要である。
- 窓口としても可能な限り複数の機関を集約することを検討することが望ましいが、現時点において特定の要件があるものではなく、全体的に支援が総合的・包括的に行われるよう、地域の実情に応じて検討されたい。

問 27 自立相談支援機関の名称について定めはあるか。自治体において、自由に名称を定めてよいか。

(答)

- 自立相談支援機関の名称は、自治体において自由に定めてかまわないが、どのような支援を行うかが端的に表現されていることが重要と考える。
- また、自治体が支援の内容を的確に広報し、住民に正しく認知していただくことも重要と考える。

問 28 受付窓口については、既存の相談窓口の機能強化による対応も可能とされている。

例えば、人員増による体制強化を行い、自立相談支援事業の受付も行うこととした場合、「生活困窮者相談窓口」という新たな看板を掲げることはせず、表向きは従来どおりの窓口という取扱も可能か。

(答)

- 自立相談支援機関の名称は、自治体が自由に定めて差し支えないものであるが、どのような支援を行うかが端的に表現されていることが重要と考える。
- また、既存の窓口を機能強化する際、区分経理をする上で双方の看板を掲げなければならない場合もあるので留意することが必要である。

問 29 相談支援員等に資格要件が規定される場合は、有資格者の確保が困難なことが想定される。その場合は、有資格者を確保できるまでの経過措置期間を設ける等の予定はあるか。

(答)

- 自立相談支援事業の相談支援員は、生活困窮者が抱える複合的な課題を的確に評価・分析することが必要であり、また、必要に応じて関係機関とも連携し、個別的・包括的な支援を行うことが求められる。
- そのため、自立相談支援事業に配置される相談支援員については、相談支援に求められる資質に応じた資格を有する者を活用することも考えられる。
- 一方で、地域の実情も様々であることから、相談支援員等に資格要件を置くこと等の人員配置基準については今後具体的に検討していきたい。

問 30 国における相談支援員等の養成研修の詳細如何。また、当該研修の受講が相談支援員等の要件となるか。

(答)

- 生活困窮者に対する相談支援体制を構築するに当たっては、複合的な課題を有する生活困窮者に対し、適切な支援が行えるよう、自立相談支援事業に従事する各支援員の専門性が担保されるべく人材を養成していくことが必要である。そのため、来年度から当分の間、国において直接養成研修を計画的に行うこととしており、今年度は養成研修のためのカリキュラムとテキストを作成する。その後、養成研修の実施状況も踏まえ、都道府県単位での人材養成に引き継いでいくことを想定している。
- また、養成研修は自立相談支援事業に従事する主任相談支援員、相談支援員、就労支援員それぞれの職種を対象として実施する予定であり、各職種に求められる資質を高めることができるよう、専門的かつ実践的な研修内容としていきたい。
- 自立相談支援事業に従事する各支援員は基本的に養成研修を受講する必要があると考えているが、法施行後に一定期間の経過措置は設ける予定である。

問 31 支援の申請に至るまで、相談受付から申請受付までどれくらいの時間を想定しているか。

(答)

- 申請に至るまでの時間は、相談者の状況によりかなりの違いがあるものと考えている。従って、特定の時間や期間で対応するのではなく、本人の相談に十分に傾聴した上で、申請受付に結びつけられる場合は、本人の同意を尊重した上で対応していただきたい。

問 32 支援対象者の情報を関係機関で共有する場合、支援開始時点で同意を得ることとなっているが、書面による同意が義務付けられるのか。

(答)

- 支援対象者の個人情報を関係機関で共有するためには、同意の有無を明確にするため、自立相談支援機関の利用申し込み時点で書面による同意を得ることが適当である。
- 具体的には、モデル事業において使用することとなっており、制度施行後も使用することを検討している相談申込・受付票の「利用申込み欄」に支援対象者等の署名・捺印をすることで足りるものと考えている。

問 33 生活困窮の程度が軽い人を想定しているようなスキームに思えるが、本当に窮迫している人が相談に来た場合、このスキームのように時間をかけられるのか。

アセスメントシート等にライフラインの状況や食事の状況などの確認欄がないのは、そういった人は相談対象として考えていないということか。

(答)

- 新制度においては、多様な状況の生活困窮者に応じた多様なサービスを提供していくこととしている。
- その際、切迫した状況にある場合は、緊急的な支援として一時的な住居等の支援や住居確保給付金の支給を行い、また、当然ながら必要な人には生活保護へ適切につなげていくこととしている。
- そのほか、自立相談支援事業においては、必要なタイミングで必要な支援を行っていくことが重要である。
- なお、モデル事業で試行している標準様式においては、ライフラインの状況などは詳細アセスメントシートで例示されているところ。

問 34 プランを作成する趣旨如何。またどのような場合に作成する必要があるのか。

(答)

- プランとは、本人へのアセスメント結果を踏まえ、その自立を促進するための支援方針、支援内容、本人の達成目標等を盛り込んだ支援計画のことをいう。
プランは、一義的には本人と自立相談支援機関とが、更には関係機関も含め、上記について確認・共有するためのものであり、本人に適切な支援を提供するための前提となるものである。
- 具体的には、本人と協働して作成し、支援調整会議に提出され、法に基づくサービスが必要な場合には行政による支援決定を経て確定される。
- なお、相談支援は、インテーク、アセスメントから始まり、プランの作成前にも必要な支援が行われるものである。帳票としても、プラン案を一時に記入して支援調整会議にかけるのではなく、継続的な相談支援に対応してインテーク・アセスメントシートや支援経過記録シートへの記入を順次行うことが重要である。
- プランには、法に規定する法定サービスはもとより、その他の制度上の、更にはインフォーマルな支援も盛り込まれるものであり、法定サービスがない場合においても、本人と自立相談支援機関との支援内容の確認のため、作成することが基本となる。
- ただし、支援決定が必要なものについては格別、プランを作成しなければ支援が始まらないということではなく、必要がある場合には、緊急的な支援や相談支援の中での各種支援を行うことが重要である。

問 35 支援調整会議において、以下の点について教えていただきたい。

- ① 個人のプラン調整機能と地域づくりの機能を両方持たせて運営するのは難しいのではないか
- ② 委託先の法人等の担当者の出席をもって、自治体の担当者の参加としてよいか。
- ③ 構成員、開催方法や開催頻度はどのように考えればよいか。また、構成員についてはメンバーを固定するのではなく、ケースごとに必要な関係者を招集することとしてよいか。

(答)

○ 支援調整会議の主な目的は、

- ① プラン案の内容が適切なものであるか合議体形式により判断すること
 - ② 参加者が支援の内容やその後の役割分担について共通認識を醸成すること
 - ③ プラン終結時において評価を行うこと
 - ④ 地域に不足する社会資源の強化・開発について検討すること
- である。

したがって、プランを作成する場合には、支援調整会議を開催することが必要となる。

また、④については、プランを検討する中で課題が浮かび上がってくるものと考えられることから、支援調整会議の中で検討することとしているが、ここでは課題の整理のみに止め、別途協議の場を設けて対応することも考えられる。また、その場合、新たに協議の場を設けるのではなく、地域資源に関する既存の協議の場を活用することも考えられる。

○ 行政は、プランに、法に基づく支援が含まれている場合にはそれを決定する役割を担うことから、支援調整会議後に無用な手戻りが生じないように、担当者が出席することが基本と考えている。また、生活保護受給者等就労自立促進事業（ハローワークとの協定による事業）の対象者を定める場合も、自治体が支援調整会議に出席することを必須とする方向で検討している。なお、地域資源の開発を検討するためにも、行政の参画が重要である。

○ 具体的な開催方法については、相談者数や地域資源の状況など地域の実情に応じ会議開催のルールを定めることとなる。

例えば、メンバーを固定し定期開催する方式と、ケースごとに開催し必要な関係者のみが集まる方式などが考えられる。行政の参画を基本としていること等から、固定方式の定期開催をベースとして、事案に応じた随時開催を組み合わせる方式も一案として考えられるところである。

問 36 自立相談支援事業を複数の者に委託する予定としているが、支援調整会議を開催する場合、自治体が招集、議事の進行等を行ってよいか。

(答)

- 一般的には、自立相談支援機関が中心となって支援調整会議を開催することを想定しているが、質問のケースのような事情がある場合、自治体が招集、議事の進行等を行うことも可能である。

問 37 支援調整会議でプラン（案）が検討された後、その結果を誰に、どのようにして通知するのか。

(答)

- 支援調整会議において検討したプラン（案）については、その後、法に基づく支援については自治体による支援決定が行われ、本人への支援決定通知がなされることとなるため、その際、プランについても本人に示すこととなる。
- 法に基づく支援が含まれない場合には、支援調整会議後の相談支援の場で、支援調整会議によってプランが最終的に確定されたことを本人に伝えることとなる。

問 38 「支援決定は、法令で定める事業を行うものであり、他法や他制度については、支援決定の対象にならない（「生活困窮者自立促進支援モデル事業担当者連絡会議の質問票に対する回答」問27）」とされているが、任意事業を実施しない場合、支援調整会議では具体的にどのような事項について協議するのか。また、任意事業を実施しない場合には、支援決定を行わなくてよいか。

(答)

- 任意事業を実施しない場合であっても、自立相談支援機関による継続的な支援を行う場合はプランを策定し、計画的に支援を行うことが必要である。
- 策定したプラン案はすべて支援調整会議に提出され、支援方針、支援内容、関係者の役割などを協議・調整・確認することとなる。
- また、プラン案のうち、法に基づくサービスが含まれていないものについては、行政の支援決定の対象にならない。

※ なお、就労準備支援事業等の任意事業については、生活困窮者の自立に向け効果的な支援を行う観点から、地域の実情に合わせ、その実施を検討することが必要である。

問 39 「支援決定」は自治体が行うこととされているが、自立相談支援機関から送付される書類のみで判断するのか。自立相談支援機関のアセスメントやプラン（案）が十分でない判断した場合は、差し戻しなどができるのか。差し戻しとなったとき、どのようなプロセスを踏むのか。

（答）

- 新制度においては、行政が支援決定を行うのに先立ち支援調整会議を行うこととしている。
- この支援調整会議は、自立相談支援機関が中心となって、行政及び関係機関等とともに、本人と協働で作成したプラン等についてその支援方針、支援内容、関係者の役割などを協議・調整・確認を行う場である。
- 差し戻しはあり得るものではあるが、アセスメントやプランの内容が適切であるか否かについて、この支援調整会議の中で十分確認していただきたい。

問 40 自立相談支援事業を委託した場合は、受託者が自立相談支援機関として支援調整会議を開催することとなるが、支援決定については実施主体が行うこととされている。支援決定も含めて委託できないか。

（答）

- 生活困窮者への支援が適切に行われるよう、自治体が法に基づく各事業の利用の適否を判断することとしており、支援決定を委託することはできない。

問 41 支援申請が困難なケース（申請、支援を拒否する等）については、アウトリーチなどにより対象者を把握した後、支援決定を措置として行い、申請に結び付ける必要があると思われるがどうか。

（答）

- 法に基づく各事業については、自治体が行うべき事業として位置付けられるに留まっているものであり、本人の意思に反し、生活困窮者個人々人に対する措置として行うことはできない。
- ご指摘のようなケースについては、生活困窮者の置かれている状況等を適切にアセスメントした上で、必要な支援内容を提示し、本人の理解を十分に得て、申請につなげることが適当である。

問 42 就労支援を行うには、早期の支援開始が効果的だと思われるが、緊急的な支援は、シェルター等の限定的な事業のみが対象となるのか。その他の支援は支援調整会議を経た支援決定まで待つこととなるのか。

(答)

- 緊急的な支援は、一時生活支援事業や住居確保給付が主に想定されているが、自立相談支援機関の就労支援員による就労支援やハローワークでの求職活動などは支援決定を要するものではなく、早期の就労支援が必要であれば、速やかに行うことは可能である。(ただし、ハローワークとの協定に基づく就労支援については、支援調整会議での検討は必須とする方向で検討しているところ。)

問 43 自治体が行うとされている支援決定は、行政不服審査法で規定する「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当するか。

(答)

- 法は、住居確保給付金の支給を除き、生活困窮者に対する各種支援を地方自治体の事業として規定するにとどまり、個人に対し法的な権利を創設するものではない。
- このため、法に規定する各事業に関する支援決定について、
 - ・ 就労準備支援事業等については、処分性を有しないと解され、行政不服審査法に規定する「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当しないと考えている。
 - ・ 一方、住居確保給付金の支給決定については、自治体が処分として行うものであり、行政不服審査法に基づき、処分を行った自治体に対して異議申立をすることができるものである。

問 44 運用上、相談支援の実施期間については、原則として6ヶ月間程度とし、その間に就労や他の公的な福祉制度の活用等に結び付けることは可能か。

(答)

- 生活困窮者の状態像は多様であり、個々人の支援に要する期間には幅があると考えられる。このため、今後、プランにおける支援期間について、一定のガイドラインや平均的な状況をお示しすることはあり得るが、就労準備支援事業、一時生活支援事業や住居確保給付金と異なり、一律に支援期間を6ヶ月程度にすることは適当ではないと考えている。

問 45 相談支援を実施中、支援対象者が行方不明になったり、服役する等で支援を中止せざるを得ない状況になることも考えられるが、その様な場合に帳票上どういった処理を行えばよいか。

また、相談支援プロセスの各段階で中止せざるを得ない状況になることが考えられるため、各段階で処理の仕方が異なるのであれば、それぞれの処理の仕方について確認したい。

(答)

- 支援の経過については、支援経過記録シートにその状況を記録していくことが必要である。また、平成26年度に用いる予定のモデル事業の標準様式については、プラン策定前、プラン策定後ともに、「中断」したケースについてチェック欄を設けることとした。
- その上で、例えば、サービスの提供を保留、または終結するなどの判断とその際の帳票の処理については、個々のケースに応じて判断されるものと考えている。

問 46 法に定める各事業や、自立相談支援機関による支援の効果が表れない場合、支援の終結の判断について、どのように考えればよいか。

(答)

- 本人と相談支援員が協働で策定したプランに基づき、計画的に支援を行うことにより、プランで定めた本人の目標を達成することが重要であり、本人の目標が未達成である場合や、本人が支援の継続を望む場合には、本人の意思を尊重し、支援を継続することが基本となる。
- 支援の効果が現れてこない場合は、その原因やサービス内容を改めて十分に検討することが重要である。例えば、支援困難ケースと判断される場合においては、自立相談支援機関の主任相談支援員は、支援関係者を集めたケース検討会等を開催し、原因を多角的に分析し、必要に応じてプランの変更等を行うことも考えられる。
- こうした点も踏まえた上で、自立相談支援機関においてそれ以上効果的な支援を行うことが困難である場合には、支援調整会議において客観的な立場からこれを確認した上で、支援の終結を決定することになる（この場合においても、本人への支援を行うことができる関係機関と予め協議を進めておくなど、継続的に支援を行う視点を持つことが極めて重要）。

問 47 各様式等のツールについて、将来的にはシステムの導入を検討しているか。

(答)

- 平成26年度概算要求において、「生活困窮者自立支援統計システム」の設計・開発経費を盛り込んでいるところである。
- 今後、必要な予算が確保できれば、相談を受け付けた生活困窮者のアセスメント結果等をシステム上に入力することにより、生活困窮者の状況やその支援内容、支援成果等に関する統計情報が集計可能な、全国共通のシステムの構築を検討している。

【住居確保給付金】

問 48 住居確保給付金の支給に関する事務は、現行の住宅支援給付の支給に関する事務と同様か。また、当該事務を外部に委託することは可能か。

(答)

- 住居確保給付金の事務のあり方については、今後詳細を詰めていくが、申請書の審査や支給決定などの、いわゆる支給事務については委託可能としておらず、自治体で実施する事務であり、またその内容については現行と大きく変わるものではない。
- 一方、申請の相談・受付事務は、原則として自立相談支援機関において実施することが想定されており、その場合、自立相談支援事業として委託可能である。

問 49 住宅支援給付事業における住宅確保・就労支援員は新制度においてどのように位置づけられるのか。

(答)

- 住居確保給付金の受給者に対する就労支援については、今後詳細を詰めていくが、現行の住宅確保・就労支援員による支援は自立相談支援機関に配置される就労支援員（相談支援員も可能）により実施することとしている。

問 50 住居確保給付金と求職者支援制度の職業訓練受講給付金の併給は可能となるか。

(答)

- 両者は、住居費に関連する給付金として重複する部分があり、世帯への給付という点でも同様の性質を持つため、現行同様併給は認めないこととしている。

【就労準備支援事業】

問 51 法施行を見据えた場合、都道府県の管内全域で就労準備支援を推進する必要があると考えるが、都道府県が実施主体となる場合、管内全域を実施地域として取り組むことは可能か。

(答)

- 就労準備支援事業等の任意事業については、都道府県が、管内全域を対象に実施することが可能である。

問 52 現在示されている就労支援関係の二つのガイドラインの位置づけ如何。

(答)

- 「中間的就労のモデル事業実施に関するガイドライン」「就労準備支援事業のモデル事業実施に関するガイドライン」は、いずれもモデル事業を実施するに当たって求められる点や留意事項を記載したものである。
- これらについては、モデル事業の実施状況を踏まえ、必要な見直しを行い、法施行後における事業運営のガイドラインとして、可能な限り早期に自治体にお示ししたいと考えている。

問 53 ガイドラインでは、就労準備支援担当者の業務として、「仕事探し、仕事開発」、「就労活動の指導」が挙げられているが、職業安定法に抵触しない範囲はどこまでか。例えば、本人に代って雇用先への採用条件の確認、採用面接の日程調整などは職業紹介行為に抵触すると解するがいかがか。

(答)

- 職業紹介を事業として行うこととは、一定の目的をもって同種の行為を反復継続的に遂行することをいう。
- 職業紹介が事業として行われているか否かについては、一般的な社会通念にも即して個別のケースごとに判断されるものであり、一概にお答えすることは困難であるが、長期離職者やニート・引きこもりなどの方々についてニーズに応じた職業紹介が必要であることを考えれば、いずれにせよ地方公共団体として職業安定法に基づく届出を行うことが望ましいと考えている。

問 54 合宿型で就労準備支援事業を実施する場合、宿泊場所等の経費が掛かるため、大人数での実施は難しい。合宿型で実施する場合は、実施規模を 15 名以下でも可能としていただきたい。

(答)

- 就労準備支援事業の実実施定員については、モデル事業の実実施状況を踏まえ、引き続き検討を行う。
- なお、モデル事業において、就労準備支援事業を合宿型のみで実施する場合は、利用者が 15 名以下でも差し支えない。

問 55 就労支援のための合同面接会や合同説明会などのイベントの開催や、就労支援のためのキャリアカウンセラーの配置など、自治体における既存の就労支援の取組について国庫補助の対象となるか。また、就労準備支援事業の対象とならない場合、他の法定事業の対象となるか。

(答)

- 例示されている「就労支援のための合同説明会」等がモデル事業や新制度として実施可能かどうかについては、その詳細を確認した上で、個別具体的に判断するほかないが、基本的には、新制度は生活困窮者に対する支援を実施するものであり、一般雇用施策として実施している自治体の既存の就労支援を代替するものではないと考えている。

問 56 日払いの仕事の相談が多いが、情報提供することは可能か。(ハローワークでは難しい。)

(答)

- 地方自治体として、無料の職業紹介事業を行うのであれば、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）に基づき届出をする必要がある。

(参考) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）

(地方公共団体の行う無料職業紹介事業)

第 33 条の 4 地方公共団体は、当該地方公共団体の区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策、企業の立地の促進を図るための施策その他当該区域内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附随する業務として無料の職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、厚生労働大臣に届け出て、当該無料の職業紹介事業を行うことができる。

2 (略)

問 57 就労準備支援モデル事業での支援対象者のうち、生活保護受給者や一定以上の所得がある方等が、法施行後に収入要件等により支援対象でなくなった場合、例外的に支援を継続する等の措置は講じられるのか。

(答)

- 平成 27 年 4 月 1 日において、モデル事業の利用者に対する支援が打ち切られるといった事態ができる限り生じることのないよう、適切な方法を検討していきたい。

問 58 就労準備支援事業と非雇用型の就労訓練事業の対象者が同じように見受けられるため、どちらの事業につなげばよいか判断に苦慮する。就労準備支援事業、非雇用型の就労訓練事業、雇用型の就労訓練事業という流れになるのか。

(答)

- 就労準備支援事業は「生活リズムが崩れている、他者とのコミュニケーションをとることが難しい等の理由により、直ちに一般就労に就くことが困難な者」を対象とし、就労訓練事業は「生活リズムは整っており、他者とのコミュニケーションも一定程度可能だが、一般就労を前に柔軟な働き方を認める必要がある者」を対象に実施することを想定している。
- 生活困窮者がどちらの事業を利用するかは、本人の意向を踏まえつつ、自立相談支援事業において行うアセスメントの結果に基づき、個別具体的に判断されたい。
- なお、ご指摘の「流れ」については、就労準備支援事業を利用後に就労訓練事業を利用するパターン、就労準備支援事業の利用を経ずに就労訓練事業を利用するパターンなど、本人の状態に応じて様々なパターンが考えられる。

問 59 中間的就労や就労準備支援の期間中において、何らかの手当の支給などを考えているか。また、自治体から就労準備支援事業を受託した者が手当を支給した場合、国庫補助の対象となるか。

(答)

- 何らかの手当の支給を行うことは現時点では考えていない。

問 60 就労準備支援事業においては有期の支援が想定されているが、就労に至らないケースについての延長は可能か。また、同一人物への再支援は可能か。

(答)

- 就労準備支援事業については、一定の支援期間を定める（モデル事業においては最長で1年の利用期間を設定）こととしており、当該期間を経過し、就労準備支援事業による支援を終了した場合は、本人の状況に応じ、一般就労や就労訓練事業などにつなげることになる（延長は考えていない）。
- また、基本的に、就労準備支援事業を利用した者が、再度、当該事業を利用することは想定していないが、当該事業を利用した者が、その後、就職したのち離職に至る等により、再度、当該事業による支援が必要と自立相談支援事業において判断される場合には、再度利用することは可能と考えている。
- いずれにせよ、法に基づく事業の詳細は、モデル事業の実施状況を踏まえつつ、今後更に検討を行うこととしている。

問 61 就労準備支援事業の支援の実施期間は概ね6ヶ月～1年となっているが、対象者の状況に応じて短縮は可能か。

(答)

- 必要な能力を身につけた利用者については、支援期間にとらわれることなく、より早期に一般就労につなげていくことが重要である。
- いずれにせよ、法に基づく事業の詳細は、モデル事業の実施状況を踏まえつつ、今後更に検討を行うこととしている。

【一時生活支援事業】

問 62 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（「ホームレス自立支援法」）との関係の整理について、現在の検討状況如何（基本方針、支援対象者等）。

（答）

- 新法とホームレス自立支援法とでは、前者は路上等で生活しているホームレスのみならず、広く居住の不安を抱えている層も対象となり得、これに対し包括的な支援を行うもの、後者は路上等に固定・定着化している層（主に高齢層）に対して効果的な支援が期待されるものである。
- 一方で、新法による支援の内容には、現在、ホームレス対策として実施しているものと相互に重複するものが含まれており、特に、ホームレス緊急一時宿泊事業の新制度（一時生活支援事業）への円滑な移行及び新制度施行後のホームレス自立支援センターのあり方について検討を行っている。
- この整理に当たっては、現場での支援の実態を十分に踏まえた上で、その方向性を見定めることが重要であると考えており、各自治体における現在の運用実態を把握するため、25年度社会福祉推進事業を活用し、有識者の意見も伺いながら、実地ヒアリングやアンケート調査を進めているところである。
- 今後のスケジュールとして、目下、今年度末をメドとして新制度全体の政省令の素案を作成していくこととしており、これと合わせて、整理を踏まえた基本方針の改正を行いたいと考えている。

問 63 一時生活支援事業で提供されるものの中に、医療は含まれないと考えてよいか。その場合、受診が必要となった時に、本人に手持ち金がなければ、生活保護を申請することとなるか。

（答）

- 一時生活支援事業には、医療の給付は含まれない。
- 事業の利用開始後、利用者が国民健康保険等の医療保険制度に加入しておらず、かつ、経済的に余裕がない場合に医療機関を受診する必要が生じた際には、お見込みのとおり、必要に応じて生活保護を申請することになる。

問 64 医療扶助単給を受給している者は、一時生活支援事業を利用できるのか。

（答）

- ご質問は、一時生活支援事業の利用中に、医療機関への通院が必要となるケースについてのものであるが、こうした場合、利用施設からの退去が余儀なくされるといった事態が生じない方策について検討してまいりたい。

【家計相談支援事業】

問 65 家計相談支援事業を利用していた者が生活保護受給に至った場合に、引き続き支援を提供することが効果的と考えるがいかがか。

(答)

- 法は、生活保護に至る手前の段階にある生活困窮者を対象とするものであり、生活保護受給者は支援の対象にならない。
- 生活保護受給者については、生活保護法に基づく事業により支援を行うこととなるが、一つの事業者が、法に基づく事業と、生活保護法に基づく事業の双方の事業の委託を受けることにより、生活保護受給段階を含め、切れ目のない支援を行うことが可能と考えている。

問 66 社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」との関係如何。また、家計相談支援事業においても契約行為が必要となるか。

(答)

- 家計相談支援事業については、生活困窮世帯の家計収支全体を見渡した上で、家計管理指導や公的給付等の利用支援などを通じ、家計の視点から自立を支援することを目的とするものである。
- 一方、日常生活自立支援事業については、認知症高齢者等判断能力が不十分な者を対象に、福祉サービスの利用援助及びこれに伴う日常的金銭管理等の支援を行うものである。
- よって、これらの事業は、基本的には、対象者、事業の目的が異なるものであるが、判断能力が不十分な生活困窮者については、両事業が連携して対応することが必要なケースも想定されることから、制度施行に向け、両事業の連携の在り方について検討していきたい。
- なお、家計相談支援事業の利用については、利用者と事業者との間の合意を基に行われることとなるが、その様式等については、今後検討していきたい。

問 67 地域の社会資源として社会福祉協議会が重要と思うが、全社協等の動きや、国からの働きかけなどはどのようになっているのか。

(答)

- 全国社会福祉協議会においては、昨年 10 月に「社協・生活支援活動強化方針」を策定し、生活困窮者の支援を重要・重点に取り組むこととしている。また、全国社会福祉施設経営者協議会においては、中間的就労の推進について社会福祉法人への呼びかけなど協力を頂いている。
- 今後とも、各地域において社会福祉協議会その他の民間団体が制度実施に際して適切な役割を担うよう、関係する全国組織とも協力・連携してまいりたい。

問 68 貸付のあっせんを行うこととされているが、総合支援資金等の活用について、社会福祉協議会とはどのような協議が行われているか。

(答)

- 全国社会福祉協議会を通じ、一部の都道府県社会福祉協議会とは意見交換を行っているところであり、今後、こうした意見を踏まえつつ、法施行段階における生活福祉資金の在り方について検討したい。

問 69 家計相談支援モデル事業を実効性ある取組とするためには、生活福祉資金貸付事業との連携を進めるべきであると考えますが、事業実施地域における生活福祉資金貸付の貸付要件に、家計相談支援モデル事業における家計支援計画の策定及びその他の支援を受けることを条件とすることは可能か。

(答)

- モデル事業において、家計相談支援事業を受けること等を生活福祉資金の貸付要件として明確に位置付けることは現状、困難である。
- しかしながら、貸付に併せて家計相談支援を行うことは効果的と考えられ、家計相談支援モデル事業を行う自治体におかれては、生活福祉資金の貸付にあたって、できるだけ家計相談支援を受けて頂けるよう、事業内容や事業効果を十分に周知されたい。
- なお、制度施行に向け、モデル事業の成果等も踏まえつつ、家計相談支援と生活福祉資金貸付の関係性を整理することとしたい。

【学習支援に関する事業】

問 70 生活保護受給者の子どもに対する支援についても国庫補助率は1/2となるのか。また、生活保護受給世帯の子どもに対し、学習支援と一体的に行う、日常・社会生活支援、相談支援等の社会的居場所づくり支援も「学習の援助を行う事業」に含まれるか。

(答)

- 生活保護受給者は、原則法の対象外であるが、生活保護世帯を含む子どもの学習支援事業は、法の対象とすることとしており、国庫補助率は1/2となる。

今般、これまで予算事業で行っていた子どもに対する学習支援を法律に位置づけ、恒久的に財源が確保されることとなったものであり、ご理解いただきたい。

- なお、具体的な事業の内容については、地域の実情を踏まえ設定していただくこととなるが、現時点においては、日常・社会生活支援、相談支援等の社会的居場所づくり支援等も「学習の援助を行う事業」に含まれると考えている。

問 71 子どもの学習支援を実施するに当たり、教育委員会・学校・地域の塾との調整は必要か。

(答)

- 子どもの学習支援の実施に当たっては、教育委員会や学校等との連携体制の構築が、より効果的な実施につながると考えられ、各地域の実情に合わせ、必要に応じ、調整していただきたいと考えている。

問 72 学習支援の実施に当たっては、教員OBやボランティア団体など、法人格を持たない者の活用が必要であり、委託する場合に法人格を有することを条件とするのは実態にそぐわないのではないか。

(答)

- 子どもの学習支援事業については、各実施主体において、地域の実情を踏まえ事業を実施していただくこととしているものであり、委託先の要件等については、法人格の設定の有無も含め今後検討していきたい。

問 73 経済的に困窮している世帯に対して塾代等を貸し付ける事業は、「学習の援助を行う事業」に含まれるか。

(答)

- 塾代等を貸し付ける事業は、現在のところ、子どもの学習支援事業として想定していない。

問 74 生活保護受給者の子どもを新法の対象とする考え方について見解をお示しいただきたい。

(答)

- 基本的には、法は最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある者を、生活保護法は要保護者を対象としている。
- ただし、生活保護世帯の子どもについては、現に「貧困の連鎖」が生じている中で、将来独立した際に最低限度の生活を維持できなくなるおそれがあると考えられること等から、子どもに対する学習支援については、法の対象に含まれるものである。

【就労訓練事業の認定等】

問 75 就労訓練事業者に対する優遇措置や立ち上げ時の支援について、国において想定しているものがあれば具体的にお示し頂きたい。

(答)

- 就労訓練事業者に対して公費による恒常的な補助は想定していないが、事業を開始するに当たって必要な経費や、経営に当たってのノウハウの提供等を行うこととしている。
- また、税制優遇や公共発注における優先的な取り扱い等についても検討中である。

問 76 就労訓練事業の認定事務について、指定都市及び中核市においては、指定都市等が処理するものと解してよいか。また、認定事務を指定都市等が担う場合、市外にまたがり事業を実施する者に対する認定事務の実施主体はどこか。

(答)

- 就労訓練事業の認定事務については、大都市特例の対象とし、指定都市及び中核市においても処理することとしている。
- 認定事務を指定都市等が行う場合、当該指定都市等の区域に存在する就労訓練事業所については、当該指定都市等外にまたがる活動を行う場合であっても、当該指定都市等が認定を行うことを考えている。

問 77 就労訓練事業の認定の権限が、特例市や一般市に与えられていない理由があれば教示願いたい。

(答)

- 中核市までを対象としたのは、
 - ・ 生活保護や母子寡婦等の「福祉に関する事務」については、一般的に、中核市にまで委譲されていること、
 - ・ 特に、障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）の就労継続支援は、一般就労が困難な者を対象として訓練等を提供する点で就労訓練事業の内容と類似しているところ、就労継続支援事業を行う事業所の指定についても、中核市にまで権限が委譲されていること、を踏まえると、現在の業務ノウハウを活用して、事業の認定を行うことが可能と考えられるからである。
- また、中核市は、規模能力で比較的大きな都市であり、その区域で一定の生活圈や経済圏を構成しているため、就労訓練事業の担い手となる事業者の活動圏域とも一致することが多いと考えられる。こうした観点からも、認定事業の主体としては中核市以上とすることが適切であると考えている。

問 78 認定のための体制を整備する必要があるが、認定基準はいつごろ示されるか。

(答)

- 認定基準については、モデル事業の実施状況を踏まえ、今年度中にも素案を示し、順次改定していくこととしている。

問 79 法制化後の就労訓練事業の認定基準において、最低賃金を下回る賃金での就労形態等についてはどう取り扱う予定か。

(答)

- モデル事業における取り扱いについては、「中間的就労のモデル事業実施に関するガイドライン」を参照いただきたい。

問 80 認定に当たり、書面審査のみでなく、現地調査を行う権限が与えられるべきと考えるがいかがか。特に、認定の取消については、書面や利用者等からの情報だけを根拠に決定することには不安がある。

(答)

- 認定とは、公の権威をもってある事実又は法律関係の存否を確認することをいうが、例えば、ある行為の一般的禁止を解除する行為である許可とはその法的性質がおのずと異なるものであり、就労訓練事業の認定の取消に際して、許可の取消と同様に立入検査の権限を付与することは法制的に困難であると考えている。
- 認定について規定した他法の例（職業能力開発促進法第24条に基づく都道府県知事による職業訓練の認定等）においても立入検査の権限は規定されておらず、都道府県におかれては、これらの規定に関する実際の運用も参考に、法が与える権限の範囲内において調査を行っていただきたい。

問 81 支援の質が低い事業者や、ガイドラインを遵守しない事業者への対応が必要となるが、事業者の実態把握の方法や、事業者に対する指導等について、どのように考えているか。

また、一方で、好事例を広く周知することで、当該事業の促進が期待でき、事業者の質の向上にも繋がると思われるが、情報を共有する仕組みなどは考えているか。

(答)

- 都道府県知事等は、法の規定に基づき、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者に対し、その実施状況について報告を求め、事業の実施に問題があると認められる場合には行政指導を行うことが可能である。また、行政指導を行ったにもかかわらず、その問題が解消されず認定生活困窮者就労訓練事業が認定基準に適合しないと認められる場合は、認定の取消が可能である。
- 就労訓練事業の実施状況については、自立相談支援機関が定期的・継続的に行う利用者のアセスメントの中で把握することも可能であることから、都道府県等においては自立相談支援機関と密接な連携を図ることが求められる。
- また、好事例については、モデル事業実施期間中のものも含め広く提供してまいりたい。

問 82 就労訓練事業者と自立相談支援機関との間で、訓練の達成状況などを定期的に確認するに当たっての具体的な手法を示していただきたい。

(答)

- 自立相談支援機関が就労訓練事業者の協力の下、定期的・継続的に就労訓練事業の利用者の状態を確認することを想定しているが、その具体的な方法については、モデル事業の実施状況を踏まえ、引き続き検討を行う。

問 83 社会福祉事業の対象とはならない、利用者が9人以下の小規模な事業所に対する監査事務については、どのように取り扱うか。

(答)

- 小規模であるなどの理由により、社会福祉法上の社会福祉事業に該当しない事業については、同法第70条に基づく都道府県知事の調査の対象とならないが、認定生活困窮者就労訓練事業については法に基づく報告徴収が可能である。

問 84 認定を受けずに中間的就労を行っている事業者へ、自立相談支援機関から対象者をつなぐことは可能か。また、その場合、当該事業者の質はどのように担保されるか。

(答)

- 認定外の事業者につなぐことは法の枠外の措置であり（法第2条第2項）、適当ではないと考えている。

問 85 中間的就労が進むと、雇成型で参加している企業は障害者の法定雇用率を達成しながら就労訓練事業も行っていくことになるが、法定雇用に算定する等の配慮も今後必要になると思われるがどうか。

(答)

- 現時点においては、障害者の法定雇用率について、生活困窮者を含めることは考えていない。

問 86 中間的就労のガイドラインにおいて、対象者の割合の考え方について、「概ね3割以上とすることが望ましい」となっているが、この数字の根拠如何。

(答)

- 「概ね3割以上」としたのは、社会的企業として中間的就労の対象者を一定割合受け入れることが必要であるとの考えによるもの。社会的企業の要件については、モデル事業の実施状況を踏まえつつ、引き続き検討を行う。

問 87 中間的就労のガイドラインにおいて、就労支援担当者の配置について「支援スタッフとは別」としつつも、「兼務も可」となっているが、どのように考えればよいか。

(答)

- 就労支援担当者については、支援スタッフとは異なる役割を果たすとの趣旨であるが、支援スタッフが就労支援担当者を兼務することは可能である。

問 88 ガイドラインでは、中間的就労の対象者について、ひきこもり、ニート等も含め幅広く捉えているが、法の定義と異なり、経済的に困窮している者以外も対象とする意向か。

(答)

- 法における「生活困窮者」とは、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」であり、モデル事業でも同様としつつ、ただし、生活保護受給者も含めて対応することとしている。
- その上で、モデル事業においては、生活困窮者について、何らかの判断基準を示すものではなく、対象者を幅広く受け付けていただいて差し支えない。

問 89 中間的就労を行う中で、必要に応じ就労準備的な取組（ボランティア活動、模擬面接等）を行うことは可能か。その場合、委託事業と認定事業の関係はどうか。

(答)

- 可能と考えている。就労準備支援事業と就労訓練事業における支援が一切重なってはいけないとは考えていない。

【生活困窮者自立促進支援モデル事業】

問 90 平成 26 年度における国庫補助協議等のスケジュール如何。

(答)

- 今年度補正予算を含め、政府として予算案が取りまとめ次第、可能な限り速やかに国庫補助協議を行うこととしている。

問 91 「就労訓練事業（中間的就労）の推進」モデル事業における経費の具体的な費目等を示していただきたい。

(答)

- 平成 25 年度におけるモデル事業の補助対象経費については、給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費）、使用料、賃貸料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託費、備品購入費（価格 30 万円以上の備品を除く）、負担金としている。
- 就労訓練事業の推進モデル事業においては、
 - ・ 担い手となる法人等への啓発・研修
 - ・ 地域における就労訓練事業に関する調査研究や協議会の開催
 - ・ 就労訓練事業者に対する立ち上げ支援等の事業に取り組むことができることとしており、これらの対象経費のうち必要な支出を検討されたい。

問 92 モデル事業において、中高生の進路相談や中退防止のための居場所づくり事業も補助対象となるか。

(答)

- 「生活困窮者自立促進支援モデル事業実施要領」第 4 の 4 の事業として、補助対象となり得るものと考えられるが、教育担当部局とも十分連携の上、事業内容を検討されたい。

【その他】

問 93 「生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業」については、平成26年度にモデル事業を実施しない自治体も補助対象となるか。

(答)

- 「生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業」については、平成26年度にモデル事業を実施しない自治体についても補助対象とする方向で検討している。